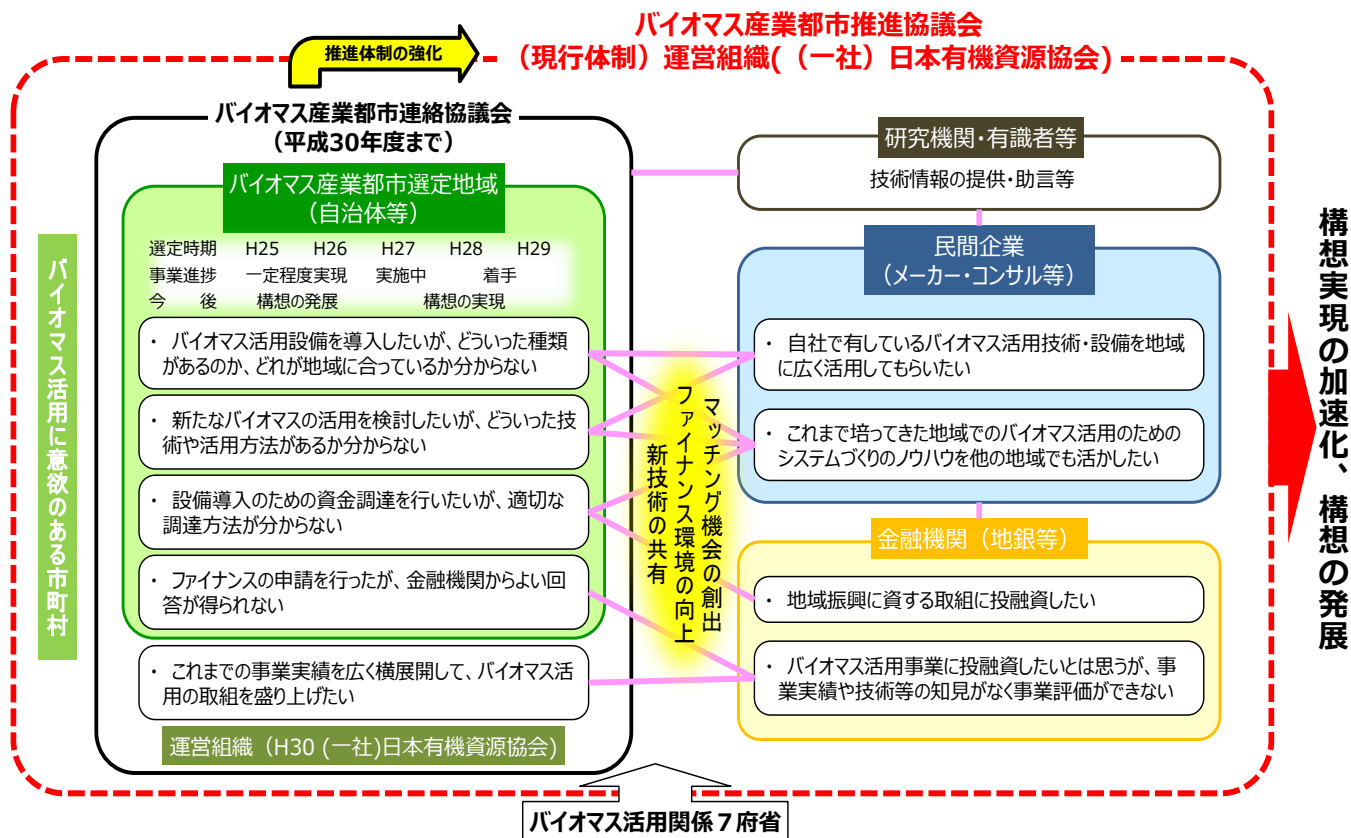


バイオマス産業都市推進協議会 入会案内

【設立の趣旨】

地域のバイオマスを活用したバイオマス産業都市構想の実現に資するため、バイオマス産業都市として選定された地域間のネットワーク化を目的として、バイオマス産業都市選定地域 34 市町村により、2014 年 7 月 23 日にバイオマス産業都市連絡協議会を設立いたしました。

その後、新たなバイオマス産業都市選定地域をはじめ、新たに民間企業や団体、バイオマス関係 7 府省等が会員に加わり、バイオマス産業都市における事業の加速化や普及を展開する組織として、2018 年 10 月 29 日にバイオマス産業都市推進協議会として発足いたしました。バイオマス産業都市推進協議会は、バイオマス事業化推進のための活動を実施していきます。



【会員状況】

2026年3月31日現在会員数：177 会員

(自治体正会員 97、賛助会員 59、オブザーバー会員/学識経験者 21)

- ・ほとんどのバイオマス産業都市選定自治体（97 市町村）が会員
- ・オブザーバー：バイオマス関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の他、NEDO、日本政策金融金庫等



【活動方針】

- (1) バイオマス産業都市間のネットワーク化による情報共有や相互連携を通じた事業化の推進及び課題の解決
- (2) 民間企業等との連携による事業化マッチングの推進及び事業の具体化
- (3) 金融機関との連携によるファイナンス環境の向上及び事業化マッチングの推進
- (4) 研究機関やバイオマス関係団体等との連携による新技術及び先行する事業化事例の活用の推進
- (5) バイオマス産業都市選定を目指す又は関心を有する地方公共団体と、バイオマス産業都市選定地域や民間企業等との連携による、バイオマス産業都市構想及び当該構想に含まれる事業の具体化及び充実の推進
- (6) 関係府省との連携による事業の更なる推進
- (7) その他本協議会の目的を達成するために必要な対応及び支援

【会員及び年会費】

会員区分	資格区分	年会費（円／口）
正会員	バイオマス産業都市に選定された地域（地方公共団体）	10,000
	バイオマス産業都市の選定を目指す地域（地方公共団体）	10,000
	バイオマス産業都市に関心を有する地域（地方公共団体）	
賛助会員	法人（メーカー、コンサル、金融機関等）	資本金 5 千万円未満 20,000
		資本金 5 千万円以上 10 億円未満 50,000
	団体	資本金 10 億円以上 100,000
備考	注. 各年度の 10 月 1 日以降に入会申込みを行い承認された正会員又は賛助会員にあっては、その年度の会費は上記の半額とする。	

問合せ先：バイオマス産業都市推進協議会

事務局：名和・牛木・新保

〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 301 号室

Tel 03-3297-5618 E-mail. sangyotoshi@jora.jp

バイオマス産業都市推進協議会入会申込書

バイオマス産業都市推進協議会 会長 殿

バイオマス産業都市推進協議会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

年 月 日

[申込者名捺印]

印

法人名・団体名 及 び 代表者氏名	(フリガナ)
主たる 事業所在地	〒 - 都道府県 区市町村 (電話) () - (FAX) () - (ホームページアドレス)
バイオマス 産業都市推進 協議会関係業務 担当部課 及 担当者職氏名	(担当部課名) (担当者職氏名) (フリガナ) 〒 - 都道府県 区市町村 (電話) () - (FAX) () - (E-Mail)
会費口数	口
資本金	円 (※法人の場合のみご記入願います)
備考	

※備考には、連絡事項等があれば、ご記入願います。